

# 婚姻届

1 北マリアナ諸島の方式で結婚した方は婚姻が成立した日から数えて3カ月以内に、「婚姻届」を提出してください。これから日本の方式で結婚をされる方も同様に「婚姻届」を提出してください。

《必要書類》 ★は用紙が当事務所にあることを示すものです。

## ○日本人間の婚姻

- ・婚姻届書 ★ 2通～4通(注)
  - ・夫と妻の戸籍謄(抄)本 各2通
  - ・夫と妻の本人確認書類(旅券等) 提示
- (以下は北マリアナ諸島方式により婚姻したときの必要書類)
- ・北マリアナ政府発行の婚姻証明書の認証コピー 1通～3通(注)
  - ・上記証明書の和訳文 ★ 1通～3通(注)

## ○日本人と外国人間の婚姻

- ・婚姻届書 ★ 2通～3通(注)
- ・日本国籍者の戸籍謄(抄)本 1～2通(注)
- ・日本国籍者の本人確認書類(旅券等) 提示
- ・外国人配偶者の国籍証明書(旅券等) 提示
- ・上記証明書の和訳文 ★ 1～2通(注)
- ・北マリアナ政府発行の婚姻証明書の認証コピー 1～2通(注)
- ・上記証明書の和訳文 1～2通(注)

(注)新本籍を設ける場合により通数が異なりますので、当事務所までお問い合わせください。

2 外国人と結婚して、その外国人配偶者と同じ氏の読み方を戸籍の氏(苗字)とすることを希望するときは、婚姻の日から数えて6カ月以内に、「外国人との婚姻による氏の変更届」を提出することにより、日本国内の家庭裁判所の許可を得なくても、戸籍の氏を変更することができます。必要書類は当事務所までお尋ねください。